

5 福薬業発第 2 1 2 号  
令和 5 年 7 月 3 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 山口 信也

### 改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」において、平時から、都道府県と薬局の間で、医療措置協定（医療提供体制の確保に関する協定）を締結する仕組みが法定化されました。また、厚生労働省作成のガイドラインにおいて、都道府県が医療措置協定の協議及び締結作業を行うに当たって、新型コロナの対応を念頭に、事前調査を実施するよう、調査項目等が示されたところです。

ご多忙とは存じますが、医療措置協定の締結に向けて、事前調査にご協力いただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。